



発行 東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)…
- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の一部解除(三件)……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定解除……………(同)…
- 都道の区域変更(四件)……………
- ……………(建設局道路管理部路政課)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道  
路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…

告示

●東京都告示第二百四十九号  
 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第三十九条第一項の規定による行政処分について、同条第五項の規定により、次のとおり告示

する。

平成二十九年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社リゾネット

(二) 代表者氏名 山本 敏明

(三) 主たる事務 中央区八丁堀二丁目二十四番二号  
所の所在地

二 処分年月日 平成二十九年一月十七日

三 処分の内容

平成二十九年一月十八日から平成二十九年四月十七日までの間(三箇月間)法第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約の締結を行うこと。

四 適用条項 法第三十九条第一項

●東京都告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の  
種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路江戸  
川区画街路第二十八号線

三 事業施行期間 平成二十九年二月二十三日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 江戸川区南小岩六丁目、南小岩七丁目及び西小岩一丁目各地方  
使用の部分 江戸川区南小岩六丁目及び南小岩七丁目各地方

●東京都告示第二百五十一号

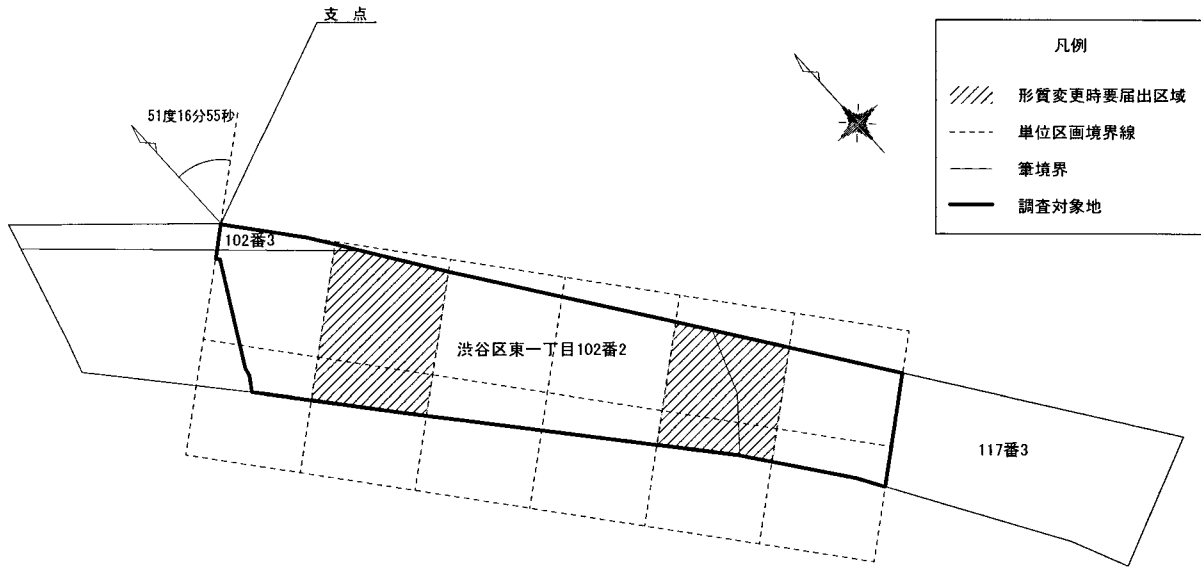
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区東一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物



**【支点】**  
 支点は座標 (X=-38282.627, Y=-11486.415) に位置する。

※座標系は【世界測地系 測地成果2000】を用いて、支点座標を計算した。

**【格子の回転角度】**  
 格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

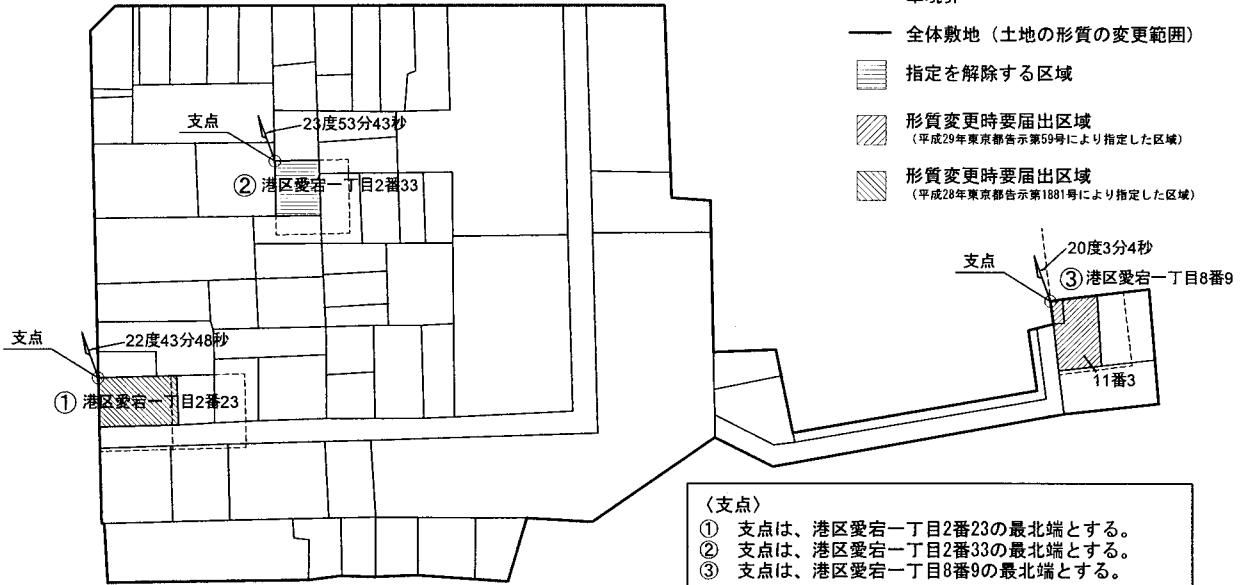
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区愛宕一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 全体敷地 (土地の形質の変更範囲)
- ▨ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第59号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1881号により指定した区域)



〈支店〉  
 ① 支店は、港区愛宕一丁目2番23の最北端とする。  
 ② 支店は、港区愛宕一丁目2番33の最北端とする。  
 ③ 支店は、港区愛宕一丁目8番9の最北端とする。

① 〈格子の回転角度:22度43分48秒〉  
 ② 〈格子の回転角度:23度53分43秒〉  
 ③ 〈格子の回転角度:20度 3分 4秒〉  
 格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十三号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千六百五十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

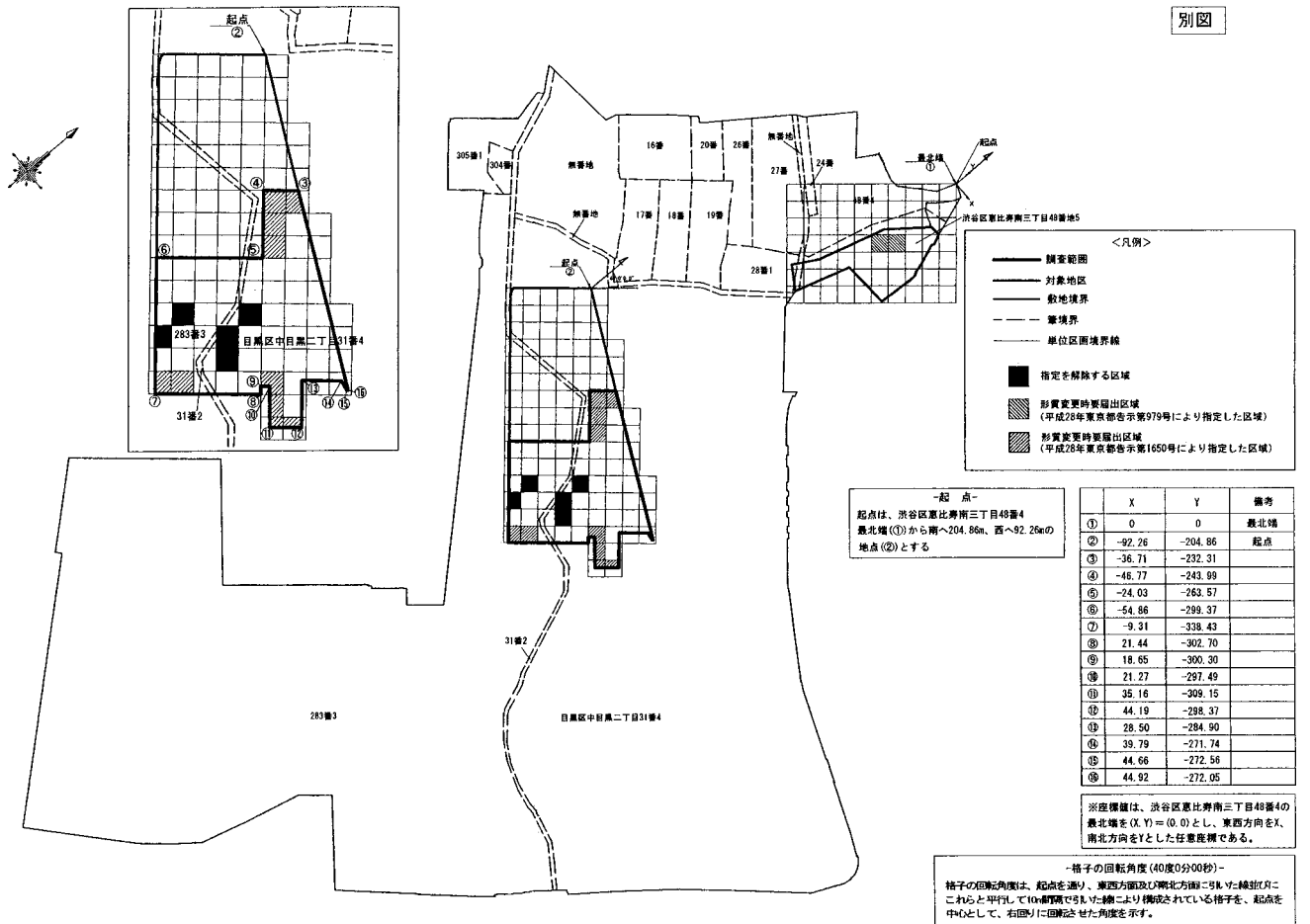
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (目黒区中目黒二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第二百五十四号

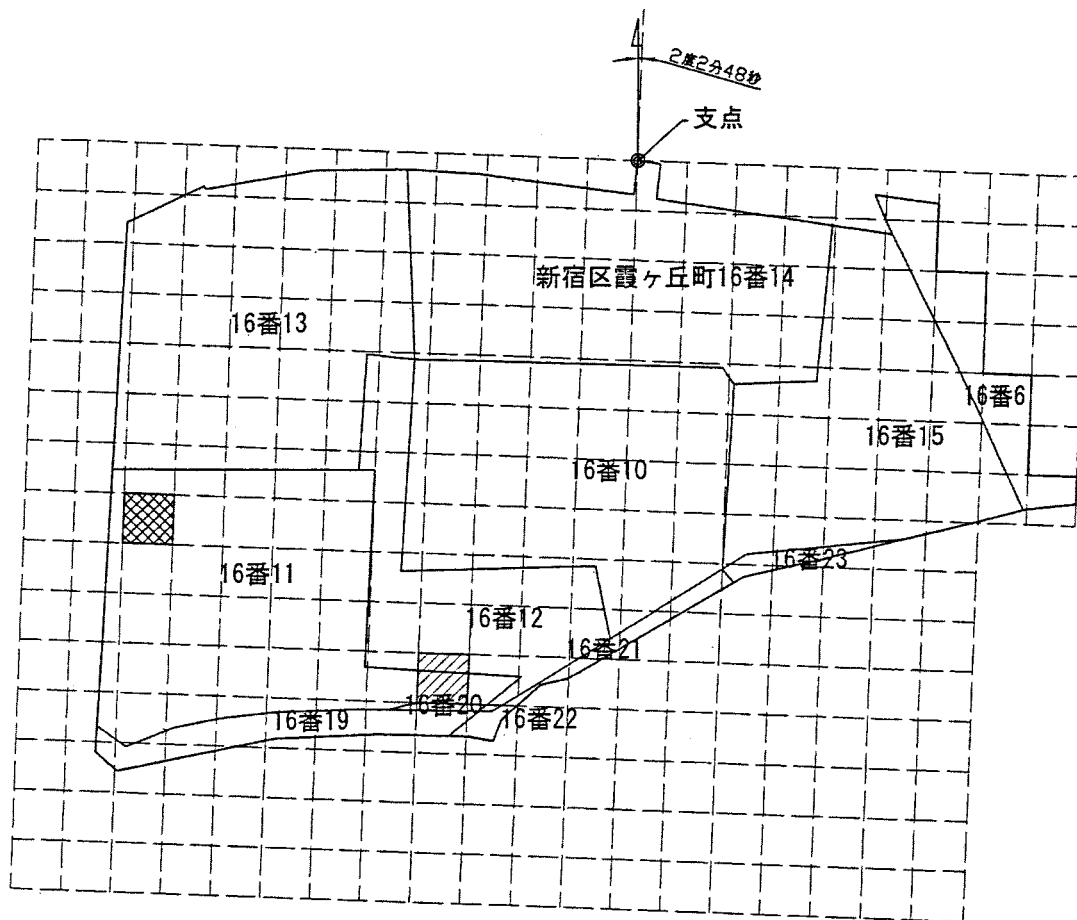
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百四十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、新宿区霞ヶ丘町16番14の最北端とする

【格子の回転角度 (2度2分48秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第四百号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

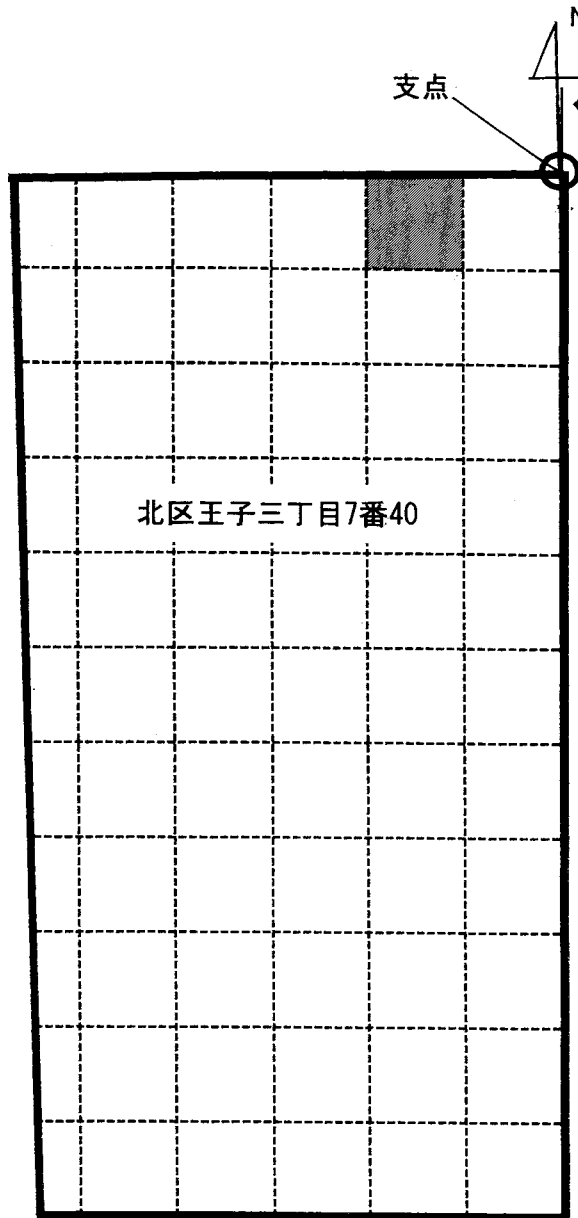
平成二十九年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子三丁目 地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



**<支点>**  
 支点は、調査対象地の最北端とする。  
 (X座標:-26,455.371m Y座標:-8,557.161m)  
 ※ 支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

**<格子の回転角度> 1度3分49.6秒**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

**<凡例>**

- 単位区画境界線
- 調査対象地
- 指定を解除する区域

●東京都告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

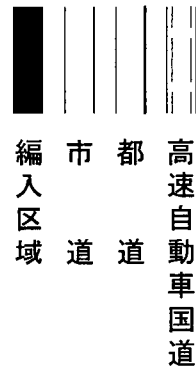
平成二十九年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

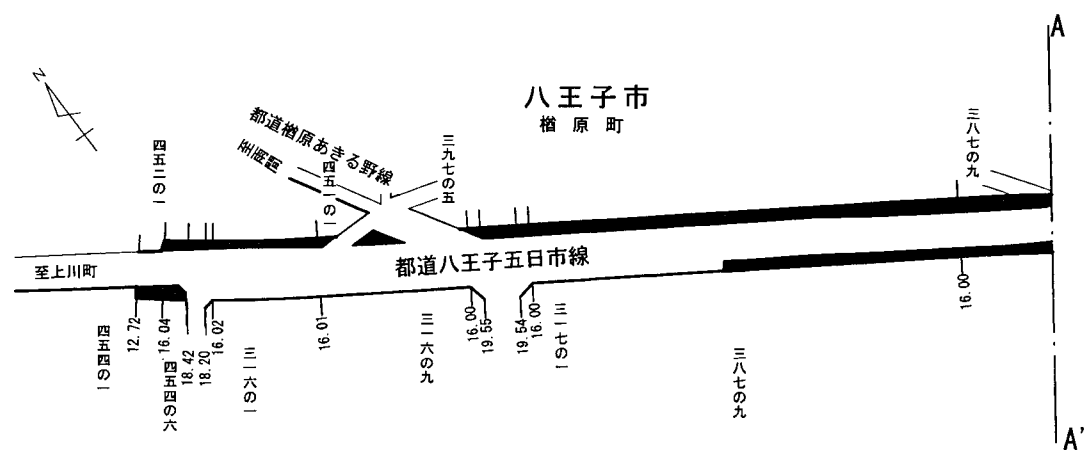
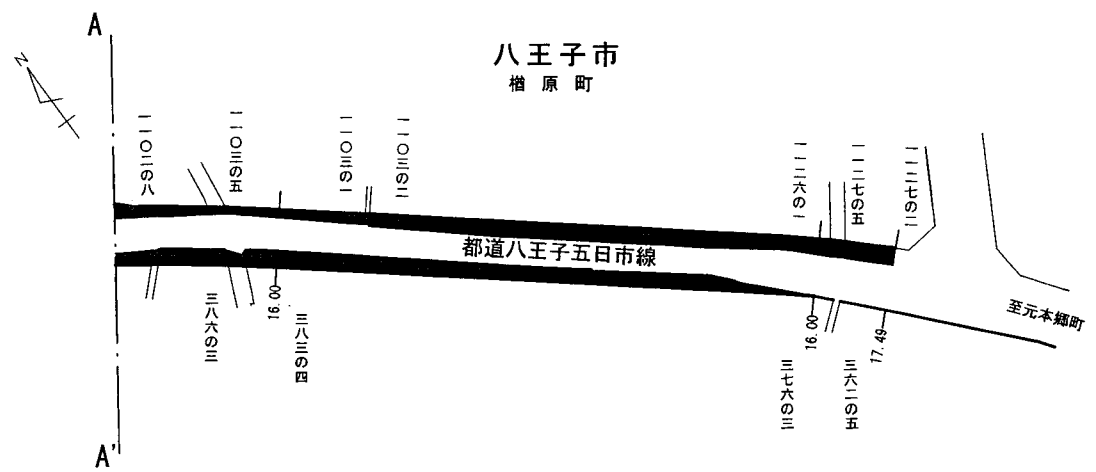
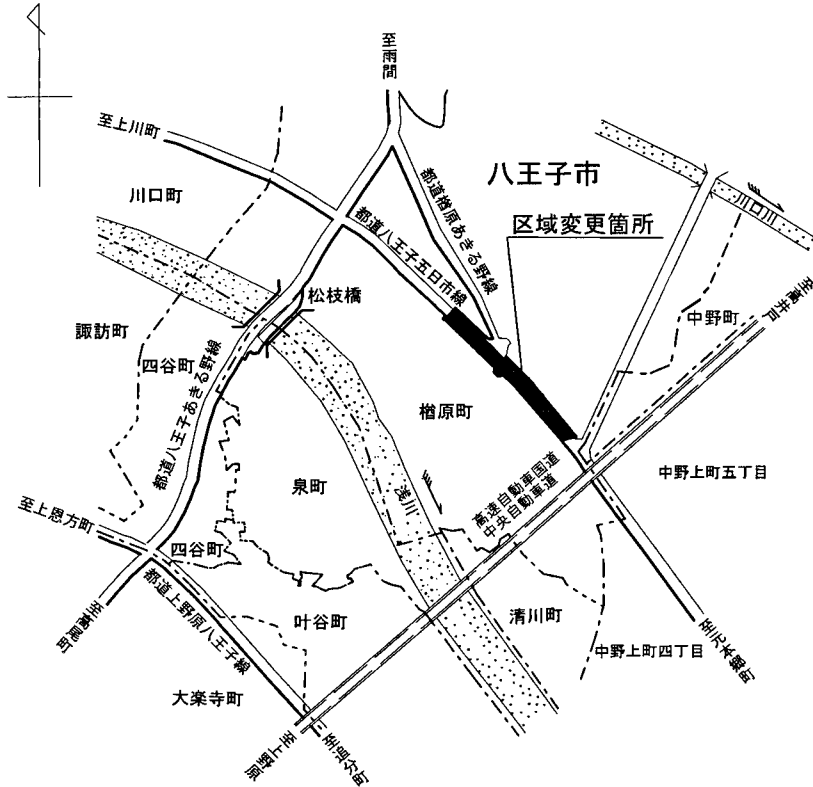
- 一 路線名 八王子五日市
- 二 変更の区間 八王子市檜原町千二百二十七番二地先から同所四百五十四番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子五日市線区域変更略図  
八王子市檜原町地内



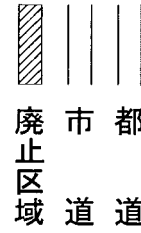
延長 四六六・六四メートル  
面積 二、四五六・六〇平方メートル



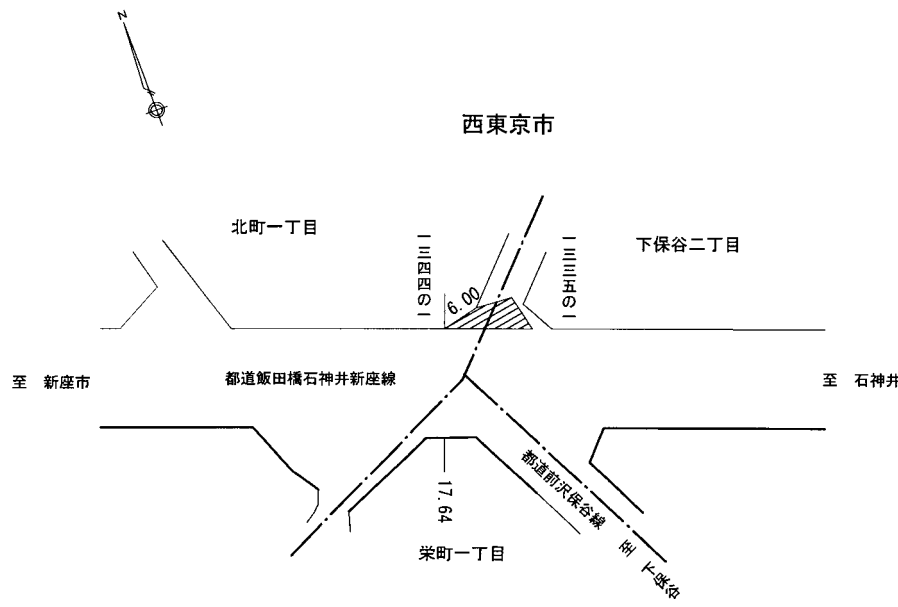
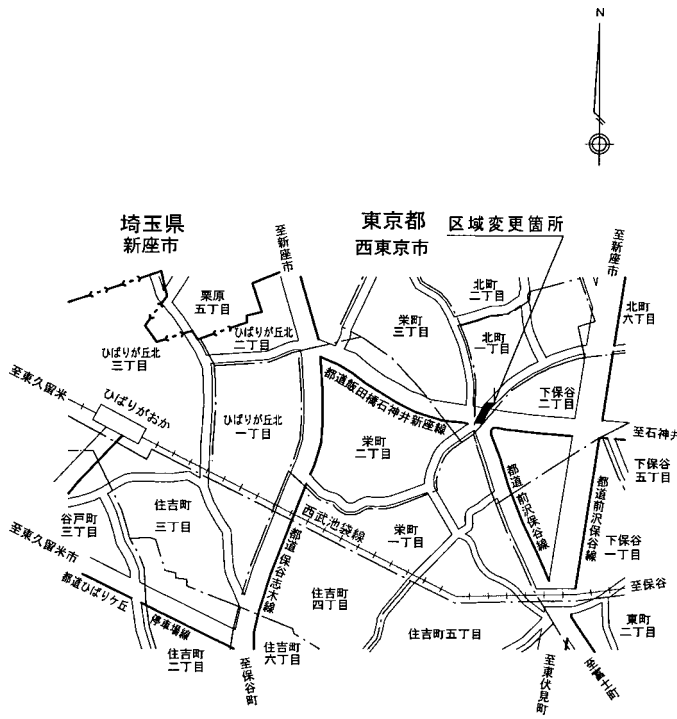
●東京都告示第百二十五十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十九年二月二十三日から起算し

別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図  
 西東京市下保谷二丁目〜北町一丁目



延長 一四・〇三メートル  
 面積 四〇・三〇平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年二月二十三日  
 東京都知事 小池百合子  
 飯田橋石神井新座線

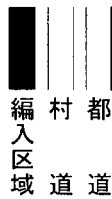
二 変更の区間  
 西東京市下保谷二丁目千三百三十五番一  
 地先から同市北町一丁目千三百四十四番  
 一 地先まで  
 三 変更の概要  
 別図表示のとおり



別図

都道長浜多幸線区域変更略図

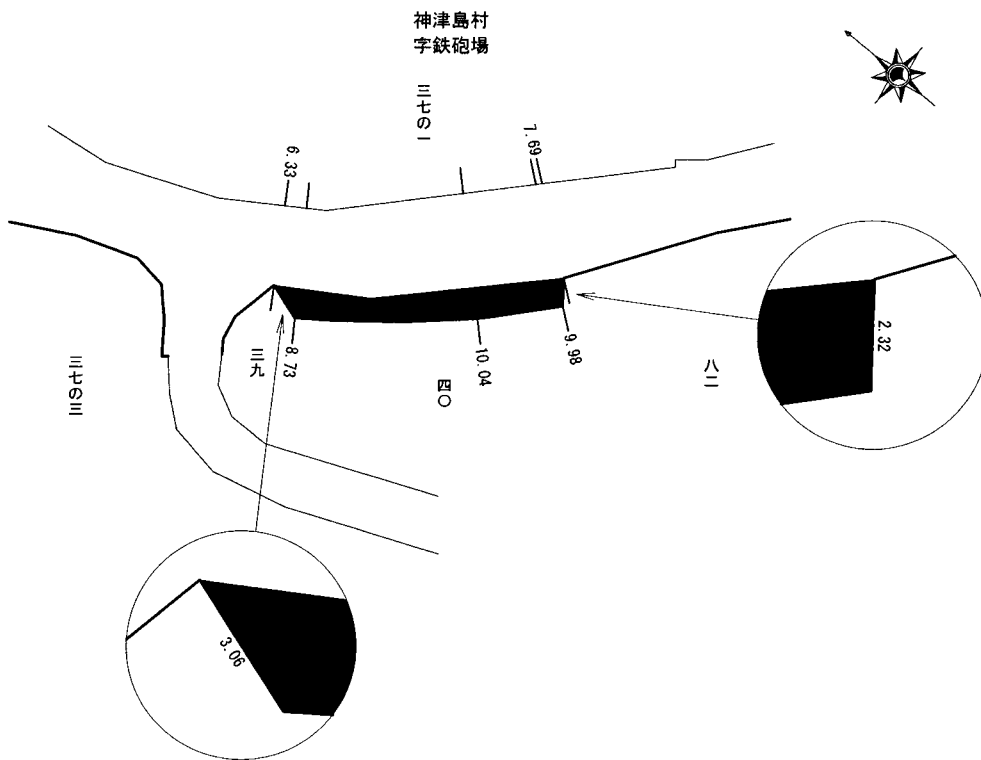
神津島村字鉄砲場内


  
 延長 二一・五五メートル  
 面積 四九・二五平方メートル

●東京都告示第二百五十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十九年二月二十三日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
 する。  
 平成二十九年二月二十三日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 長浜多幸

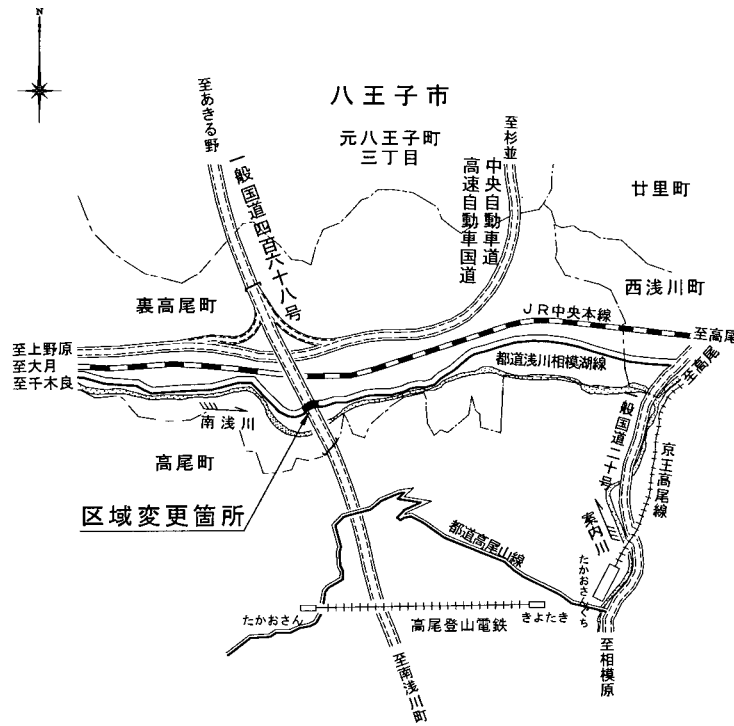
二 変更の区間 神津島村字鉄砲場三十九番地内から同所  
 八十二番地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり



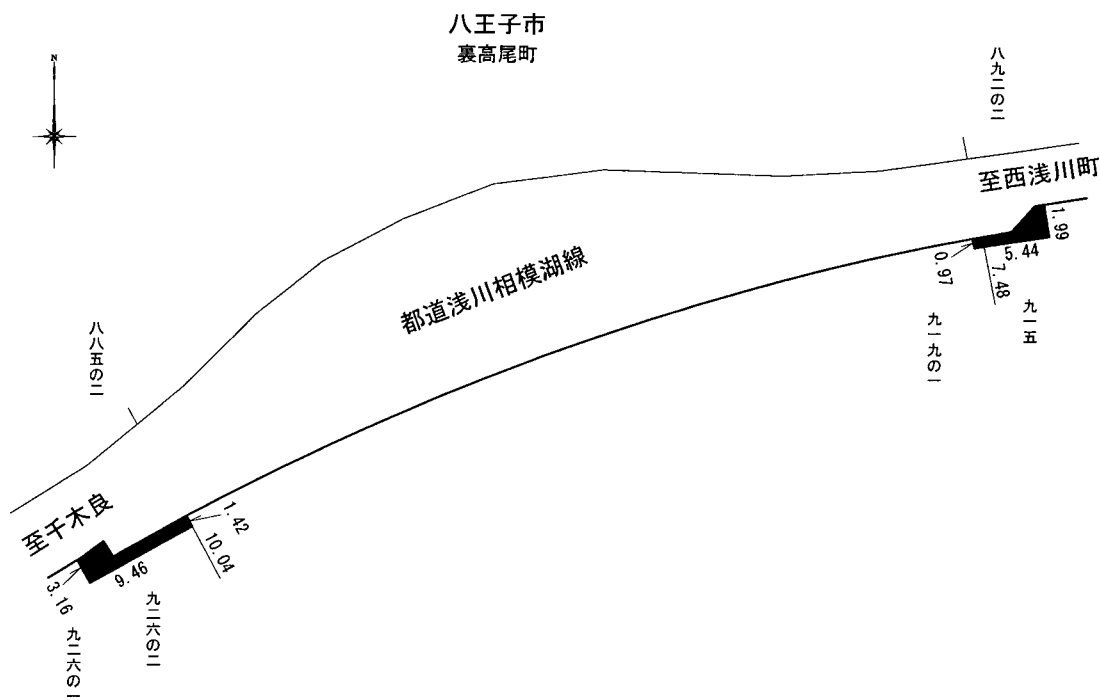
別図

都道浅川相模湖線区域変更略図  
八王子市裏高尾町地内

●東京都告示第百二十五十九号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十九年二月二十三日から起算し



延長 一五・一九メートル  
面積 二四・二二平方メートル  
編入区域  
市道  
都道  
高速自動車国道・一般国道



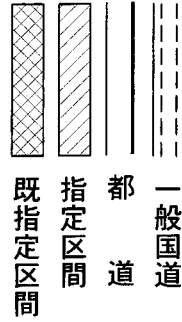
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
する。  
平成二十九年二月二十三日  
東京都知事 小池 百合子  
一 路線名 浅川相模湖

二 変更の区間 八王子市裏高尾町九百十五番地先から同  
所九百二十六番一地先まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり

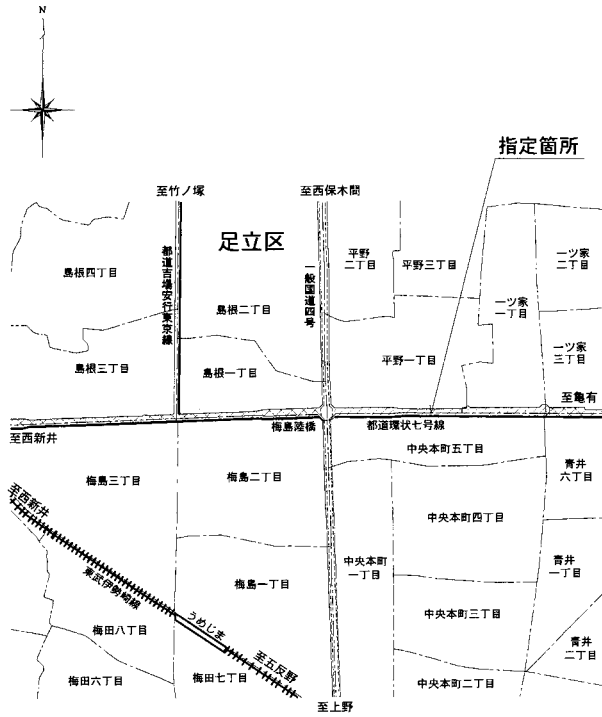
●東京都告示第二百六十号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道環状七号線  
 足立区平野一丁目〜同区一ツ家三丁目

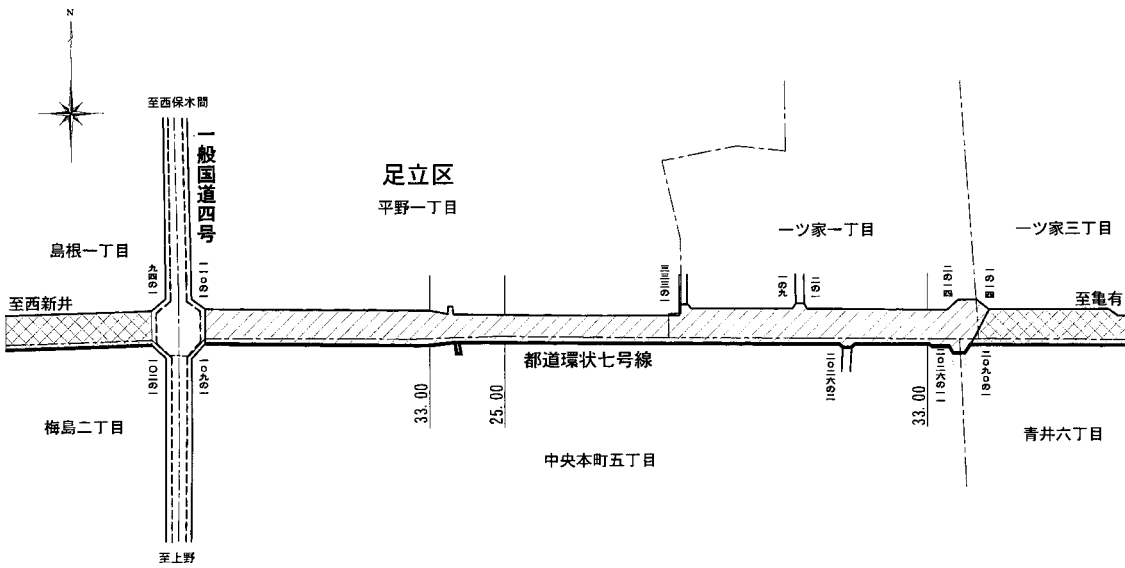


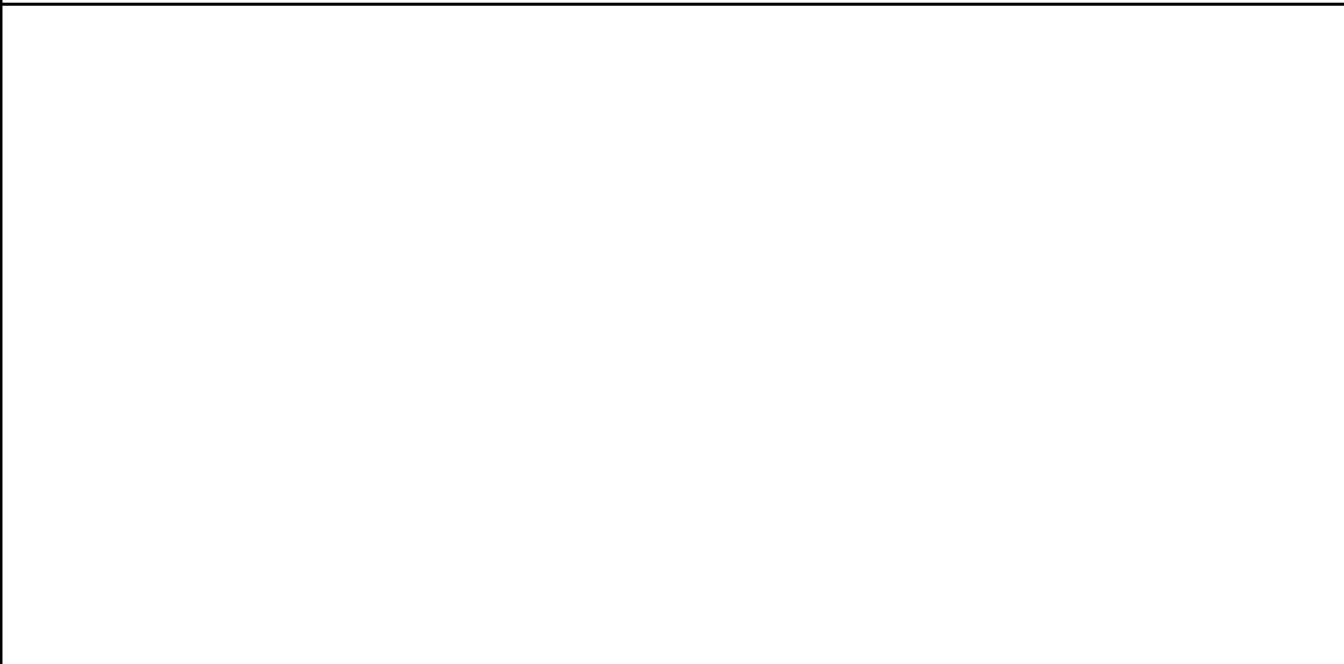
延長 七一六・一七メートル  
 (電線共同溝予定名称 環状七号・三十三号)



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十九年二月二十三日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 足立区平野一丁目百十番一地从先から同区一ツ家三丁目一番十四地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり





発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001